

放送法遵守義務確認等請求事件

# NHK は放送法を守る義務がある

併合集団訴訟(原告 126 名)第 12 回口頭弁論

## 裁判傍聴

3月4日(月) 11時00分~11時30分  
奈良地方裁判所 101号大法廷(傍聴席 70)

- 憲法学者西土彰一郎教授の意見書提出  
放送法で定める「政治的公平」、「多角的論点解明」について、その最低基準を満たさない NHK のニュース報道番組は、受信契約者の知る権利を侵害するものであり、受信契約者は公法上の当事者訴訟の確認の利益を有する。

連絡先：「NHK 問題を考える奈良の会」奈良合同法律事務所気付け  
〒630-8213 奈良市登大路町 5 修徳ビル 2F Tel：090-5675-5049 (齋藤)

## 裁判報告集会

11時30分~12時15分  
大和会議室 3F 大会議室 (奈良地裁西隣)

- 裁判報告：弁護団
- 傍聴者意見交流

## ますます進む NHK の 安倍政権癒着

- ◇ 辺野古サンゴ移植についての安倍  
虚偽発言を検証せず放送  
(1月6日日曜討論)
- ◇ 不正統計調査問題に関するニュー  
スの異常に軽い扱い、内部調査の  
問題点を伝えない (1月25日)